

空き家等の適正な管理に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と公益社団法人朝霞地区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等の適正な管理に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行に伴い、甲及び乙が協力・連携して空き家等の適正な管理の推進に取り組むことを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 甲は、空き家等の所有者等から管理に関する相談を受けた場合には、乙が行う空き家等における庭や家周りの現状確認及び報告、除草、樹木の剪定・伐採等の管理業務について相談者に情報提供を行うものとする。
- (2) 乙は、空き家等の所有者等から当該物件の管理に係る業務を受託した場合は、誠実に履行するものとする。
- (3) 甲及び乙は、空き家等の管理に関して相談等を受けた場合には、問題等の解決に向け必要に応じて相互に情報提供を行うなど、協力・連携して対応するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による終了の申出がないときは、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議事項)

第4条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は各1通を所持する。

平成28年 2月 3日

和光市広沢1番5号

甲 和光市

和光市長 松 本 武 洋

朝霞市本町1丁目1番3号

乙 公益社団法人朝霞地区シルバー人材センター

理 事 長 富 岡 勝 則